



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2019.1月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

民法改正 改正法の施行について

一. いつから変わる?民法改正

一昨年(2017年)、「民法が120年ぶりに改正される」というニュースが世間を騒がせました。これは、民法改正法案が国会で可決され、2017年6月2日に「公布」されたことによります。もっとも、改正法が公布されたからといって、いきなり改正民法が適用されるわけではありません。法律は「施行」されることによって効力を生じます。

また、突然契約のルールが変わってしまうと大混乱に陥ってしまうため、経過措置が設けられています。

二. ほとんどは2020年4月1日から

具体的には、「民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、一部を除いて2020年4月1日(施行日)から改正法が施行されることになっています。

三. もう変わっている部分もある

一方で、実はすでに改正法が施行されている部分もあります。たとえば、定型約款に関する規定(新法548条の2以下)は、平成30年4月1日から施行されています。

また、昨年5月のニュースレターで特集した保証に関する規定(新法465条の6以下)は、2020年3月1日と、少し早めに施行されます。

2020年まで時間があるからとっていると、思わぬ落とし穴にはまってしまうこともあり得ますので、ご注意ください。

四. 原則として、改正前になされた契約等には影響しない

施行日を迎えたとしても、改正法が施行前になされた契約等に遡及して適用されることは、原則としてありません。もし旧法下でなされた契約等に後から新法を適用してしまうと、「旧法が適用されることを前提に契約したのに…」となってしまいますからです。

このため、具体的にいつの契約等から改正法が適用されるのかにつき、改正法に附則(平成29年6月2日)が定められています。

例外的に施行日前の契約等に適用されたり、逆に施行日後も旧法が適用されたりする規定もありますので、注意が必要です。以下はその一例です。

①法定利率に関する経過措置

施行日前に利息が生じた場合、その利息を生ずべき元本債権については、旧法が適用されます(法定利息5%)。

②定型約款に関する経過措置

こちらは①と逆で、施行日前に締結された契約(定型取引に係る契約)についても、基本的に改正法の効力が及ぶようになります。もっとも、約款については規定が複雑であるため、特に約款を作成する立場の方は、弁護士等の専門家の意見を聞いたほうが無難です。

このように、旧法・新法いずれが適用されるかが微妙なケースもたくさんあります。

五. 今後に向けて

以上のように、何が・いつから・どのように改正されるのかは、専門家にとっても難しい問題です。民法改正について不安な点がある方は、早めに弁護士に相談された方がよいでしょう。

弁護士法人リーガルプラスのニュースレター「L+PRESS」では、今年も数回にわたって民法改正を特集します。



【東京法律事務所】
所属弁護士
小湊 敬祐
(こみなと けいすけ)

プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院法務研究科修了後、弁護士登録(東京弁護士会)。主に、交通事故、労災事故、債務整理、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行う。趣味は自然の中でのんびりすること。好きな言葉は「学問救世」。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

地域企業経営者・管理者向けセミナーのご案内

2019年4月から!! 働き方改革施行直前 実務ポイント総押さえセミナー

「働き方改革関連法」が2019年4月より順次施行されるにあたり、企業が優先して取り組むべき課題や、働き方改革推進や生産性向上の実務で気をつけるべきポイントをピックアップしてお話します。

【開催概要】

【日時】2019年2月19日(火) 14:00~15:30 【定員】16名
【場所】千葉商工会議所: 小会議室 【講師】代表弁護士: 谷 靖介

社労士向け情報交換会のご案内

今、この時期だからこそ話し合いたい! 働き方改革施行直前・情報交換会

2019年4月に施行される「働き方改革関連法」に対し、施行直前の現状や施行後に予測される事態に向けた実務での対処方法など、現場で取り組まれる先生方との情報交換の場をご用意しました。

【開催概要】

【日時】2019年2月26日(火) 16:00~17:30 【定員】10名
【場所】弁護士法人リーガルプラス 千葉法律事務所 【進行役】代表弁護士: 谷 靖介

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9129

受付時間: 平日9:30~17:00 / 担当: 岩本 (いわもと)

FAX: 03-6265-1132

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

両セミナーともに
参加無料

■ 実事例からわかる、交通事故事件における弁護士の役割

■ 交通事故の態様

Xさんが信号待ちで停車中、後方から走行してきたYさんに追突されました。

ご依頼者(被害者)	Xさん
相手方(加害者)	Yさん
相手方任意保険会社	Z社
解決方法	交渉
解決までに要した期間	約1年6か月

■ ご依頼のきっかけ

Z社の担当者は、治療費等を支払うと話していたものの、事故から10日後には治療費の支払いをしないと一方的に告げ、結局、一切の請求に応じませんでした。

Xさんは他の弁護士事務所にも何度か相談に行ったようですが、依頼をしなかったようでした。その後、当事務所に来られ、ご依頼いただくこととなりました。

■ Xさんの希望

Xさんは、怪我が治るまでの治療費を支払ってほしいと望むだけでした。

■ 交渉の経過

私は、Z社の担当者に連絡し、保険会社で保管している資料を送付してほしいとお願いしました。これらの資料は、交渉において開示されることが一般的です。

ところが、Z社の担当者は送付するとは回答したものの、実際に資料を送付することはありませんでした。ひと月ほど経っても連絡すらないため、私から連絡したところ、突如、弁護士に依頼したと回答がありました。2週間ほど待ちましたが、弁護士からも連絡がなかったため、再度保険会社の担当者に連絡すると、その後1週間ほどして、Yさんの弁護士から訴訟を提起するだけ連絡があり、本件事故から2か月後、債務不存在確認訴訟*を提起されました。

※債務不存在確認訴訟

交通事故加害者が、被害者に対し、加害者が賠償責任を負わないことを確認するための訴訟

■ 訴訟の経過

本件事故によってXさんが怪我をしていたことは明らかでしたので、Yさんの請求が認められることはありませんでした。この間も、Xさんは自費で治療を継続し、治療終了後、本件事故発生からおよそ8か月後に反訴を提起しました。

Xさんは早期解決を強く求めておりました。Yさんから色々と主張はあったものの、反訴提起から半年後、和解が成立し、本件は無事解決しました。

■ 交通事故事件における弁護士の役割

保険会社の担当者にも色々な方がいますが、本件のような担当者や加害者にあたってしまった場合、およそ弁護士に依頼することなく賠償金の支払いを受けることは不可能であったと思います。

ここまで極端な例ですと、弁護士に相談せざるを得なかったと思います。いざ、自分が交通事故に遭ってしまうと、インターネットで調べたとおりにすれば大丈夫などと思っていても、相手方がそのような主張を認めなかったり、何か騙されていたりするのではないかと、日常的に交通事故を扱う保険会社の担当者との交渉には不安がつきものです。

当事務所では、金額の多寡や怪我の重さに関わらず、様々な事故のご相談やご依頼をお受けしています。どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。



【千葉法律事務所】
所属弁護士：今井 浩統(いまい ひろのり)

■ プロフィール

東北大学法学部卒業、早稲田大学法務研究科修了後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行う。趣味はソフトテニス、ゴルフ、アコースティックギター、ドライブ。

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年は交通事故/相続/企業法務を中心に600件以上の案件をお引き受けいたしました。

また、当法人は本年1月より司法修習を終えた弁護士が新たに2名加入し、各弁護士ともに、一日でも早くクライアントの皆様のお役に立てるよう、仕事への意欲に満ちております。
新人弁護士への暖かいご指導とご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

今年も『安心の法律サービスであなたを守る』をモットーに、より多くのクライアントの皆様へ、良質な法律サービスを通じて「プラス」の価値をご提供できるよう、尽力いたします。
本年もよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人リーガルプラス
代表弁護士 谷 靖介



法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL:03-4455-9129	【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100	【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371
【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761	【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031	【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350